

大阪・光の饗宴2025「御堂筋イルミネーション」
アンケート・通行量調査業務 仕様書

業務名称 大阪・光の饗宴2025「御堂筋イルミネーション」アンケート・通行量調査業務
契約期間 契約締結日～令和8年1月30日（金）
履行場所 大阪・光の饗宴実行委員会の指定する場所

【業務概要】

1. 業務目的

大阪・光の饗宴実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する大阪・光の饗宴2025「御堂筋イルミネーション」において、来場者の評価やニーズなどの基礎的データを得るため、来場者に対するアンケート及び通行量を調査する。

2. 業務内容

(1) アンケート調査（満足度）

① 作業計画

アンケート調査（満足度）実施に伴う、調査日時、調査箇所、調査方法の確認、調査員・監督員の研修計画及び調査工程の立案等を行い、業務計画書を作成すること。調査実施に必要な物品の調達
は受注者の負担で行うこと。

また、実施方法等については事前に実行委員会と協議すること。

② 実施方法等

ア) 実施場所	御堂筋 阪神前交差点から難波西口交差点の区間（約4km）における 沿道の公開空地（北御堂・南御堂を含む） <u>※実施場所は事前に実行委員会と協議を行った上で決定し、受注者において管理者と調整を行うこと</u>
イ) 実施日数	第1クール：6月2日（月）～6月30日（月） 第2クール：7月1日（火）～8月31日（日） 第3クール：9月1日（月）～10月13日（月） 第4クール：12月14日（日）～12月25日（木） ※受注者において、下記サンプル数を充足するまで実施すること。
ウ) 実施時間	点灯開始～25時 ※点灯開始時刻については、17時以降日没にあわせて変更となるため、調査開始時刻は実行委員会と協議を行った上で決定すること
エ) アンケート方法	対面ヒアリング形式
オ) サンプル数	各クール600サンプル ● 全設問に回答されたアンケートを1サンプルとし、未回答の項目があるものはカウントしない。 ● 上記600サンプルのうち200サンプルは外国人観光客から得るこ

	と。なお、国ごとのサンプル数については指定しない。 ● サンプルについては、実施場所として指定した4kmの区間で均等に回収し、またアンケート対象者の属性が偏らないように実施すること。
力) アンケート概要	● 15問程度（回答者の属性を含む） A4判2枚程度、両面印刷可、モノクロ印刷可 ● 設問内容を含むアンケートは、日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）の4種類を実行委員会にて作成し、xlsx形式で受注者に交付。 ● 上記以外の言語でアンケートを実施することも可能であるが、その際は受注者の負担で必要な言語に翻訳すること。 ● アンケート用紙の印刷、その他アンケート実施に必要な物品等の調達は受注者が負担すること。
キ) 調査員教育	受注者は、調査員に対し業務実施に必要な教育を行うこと。特に次の事項について指導すること。 ● 通行者への対応は、丁寧に行うこと。 ● 調査時間中は、私語を慎み、品位の保持に努めること。 ● 業務の実施にあたり、知り得た情報等は、他に漏らしてはならないこと。
ク) 現場責任者の配置	● 現場には、調査員を監督する現場責任者を常時配置すること。 ● 現場責任者は本業務の内容を熟知し、現場での業務実施に関する一切の処理を行える者を選任すること。（来場者とのトラブル時等において、現場責任者として説明・交渉等を行える十分な経験と能力を有すること）
ケ) 調査員の服装等	● 調査員はスタッフ証を携行し、必要に応じて身分等を明らかにすること。スタッフ証は受注者の負担で用意すること。夜間での調査における安全性等の確保のため、調査員は腕章、蛍光ベスト等を着用すること。 ● アンケート対象者が不快・不信な思いをすることがないような服装とすること。（服装を統一する必要はない。）
コ) 名簿の提出	現場責任者及び調査員名簿を、調査実施日の前日までに実行委員会に提出すること。

(2) アンケート調査（消費額）

① 作業計画

アンケート調査（消費額）実施に伴う、調査日時、調査箇所、調査方法の確認、調査員・監督員の研修計画及び調査工程の立案等を行い、業務計画書を作成すること。調査実施に必要な物品の調達は受注者の負担で行うこと。

また、実施方法等については事前に実行委員会と協議すること。

② 実施方法等

ア) 実施場所	御堂筋 阪神前交差点から難波西口交差点の区間（約4km）における沿道の公開空地（北御堂・南御堂を含む） <u>※実施場所は事前に実行委員会と協議を行った上で決定し、受注者において管理者と調整を行うこと</u>
イ) 実施日数	6月2日（月）～10月13日（月） ※受注者において、下記サンプル数を充足するまで実施すること。
ウ) 実施時間	点灯開始～22時 ※点灯開始時刻については、17時以降日没にあわせて変更となるため、調査開始時刻は実行委員会と協議を行った上で決定すること
エ) アンケート方法	対面ヒアリング形式
オ) サンプル数	外国人観光客から600サンプル ● 全設問に回答されたアンケートを1サンプルとし、未回答の項目があるものはカウントしない。 ● 国ごとのサンプル数については指定しない。 ● サンプルについては、実施場所として指定した4kmの区間で均等に回収し、またアンケート対象者の属性が偏らないように実施すること。
カ) アンケート概要	● 消費額についての質問等を15問程度（回答者の属性を含む）A4判2枚程度、両面印刷可、モノクロ印刷可 ● 設問内容を含むアンケートは、日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）の4種類を実行委員会にて作成し、xlsx形式で受注者に交付。 ● 上記以外の言語でアンケートを実施することも可能であるが、その際は受注者の負担で必要な言語に翻訳すること。 ● アンケート用紙の印刷、その他アンケート実施に必要な物品等の調達は受注者が負担すること。
キ) 調査員教育	アンケート調査（満足度）に準じること。
ク) 現場責任者の配置	アンケート調査（満足度）に準じること。
ケ) 調査員の服装等	アンケート調査（満足度）に準じること。
コ) 名簿の提出	アンケート調査（満足度）に準じること。

(3) 通行量調査

① 作業計画

通行量調査実施に伴う、調査日時、調査箇所、調査方法の確認、調査員・監督員の研修計画及び調査工程の立案等を行い、業務計画書を作成すること。調査実施に必要な物品の調達は受注者の負担で行うこと。

また、実施方法等については事前に実行委員会と協議すること。

② 実施方法等

ア) 実施場所	御堂筋 阪神前交差点から難波西口交差点の区間（約4km）における 別紙平面図A：14地点（A期間）、別紙平面図B：6地点（B期間） <u>※実施場所は事前に実行委員会と協議を行った上で、受注者において道路使用許可申請書の作成・警察協議を行うこと</u>
イ) 実施日数	A期間：計8日間（平日6日、土1日、日祝1日） B期間：計6日間（平日4日、土1日、日祝1日） なお、それぞれ以下の日程で実施すること。 【A期間】 ・ 6月2日（月）～6月30日（月）の平日2日 ・ 7月1日（火）～8月29日（金）の平日2日 ・ 9月1日（月）～10月13日（月）の平日2日、土1日、日祝1日 【B期間】 ・ 12月1日（月）～12月12日（金）、12月26日（金）～12月31日（水）の平日2日 ・ 12月15日（月）～12月25日（木）の平日2日 ・ 12月13日（土）、12月14日（日）、12月20日（土）、12月21日（日）の土1日、日1日 異常気象時等、通常とは異なる交通状態が予想される日は避けて実施することとしているため、予備日を設定する等、余裕を持った計画をたてること。 調査可能日の設定については事前に実行委員会と協議すること。
ウ) 実施時間	点灯開始～25時 ※点灯開始時刻については、17時以降日没にあわせて変更となるため、調査開始時刻は実行委員会と協議を行った上で決定すること
エ) 調査方法	各日の必要調査員数はA期間14名、B期間6名を想定。 A期間においては、別紙平面図の①～⑭で来場者数をカウント B期間においては、別紙平面図の①～⑥で来場者数をカウント なお、それぞれの期間において、 ・ 各地点で南向きを毎時10分間測定する。（毎時00分～10分） ・ 各地点で北行きを毎時10分間測定する。（毎時30分～40分）

オ) 速報値の報告	通行量調査の速報値は、調査日の翌開庁日までに別紙【速報用】通行量調査報告書により報告すること。
カ) 調査員教育	アンケート調査（満足度）に準じること。
キ) 現場責任者の配置	アンケート調査（満足度）に準じること。
ク) 調査員の服装等	アンケート調査（満足度）に準じること。
ケ) 名簿の提出	アンケート調査（満足度）に準じること。

3. 成果品

- (1) 契約後14日以内
 - ・ 実施計画書：紙媒体6部、電子データ
- (2) 通行量調査実施日の2週間前
 - ・ 道路使用許可申請書案：紙媒体2部、電子データ
- (3) 調査実施日の前日まで
 - ・ 調査員名簿：電子データ
- (4) 通行量調査実施後翌開庁日まで
 - ・ 別紙【速報用】通行量調査報告書：電子データ
- (5) 各クールのアンケート通行量調査終了後10日以内（閉庁日は除く）
 - ・ アンケート調査ローデータ：電子データ
- (6) 令和8年1月30日（金）まで
 - ・ 実施報告書：紙媒体6部、電子データ（CD-ROM またはDVD-ROMに保存したもの1枚）
 - ・ 道路使用許可証の原本

4. その他

仕様書に記述のない事項や疑義の生じた事項については、実行委員会と協議の上、実施すること。